

オ. 航空レーザ測量の対応状況（表-15）

航空レーザ測量を「実施したことがある」ものは全体の5.7%、「実施したことがない」が92.7%、「これから導入予定である」が1.5%である。

計画機関別に見て、高い比率で「実施したことがある」とするのは、国土交通省（60件、29.7%）である。「これから導入予定である」とする計画機関は、国土交通省（7件、3.5%）、都道府県の（14件、2.9%）が目につく程度で極めて低率である。

デジタル航空カメラによる撮影のように、作業機関が独自に実施する可能性が高いものを除き、ネットワーク型RTK-GPS法、RTK-GPS法、航空レーザ測量、いずれの新技术も導入半ばと思われる。

表-15 計画機関別 航空レーザ測量の対応状況

区分 計画機関	ある		ない		これから導入予定である		計 件数（件）
	件数（件）	比率（%）	件数（件）	比率（%）	件数（件）	比率（%）	
内閣府	0	0.0	4	100.0	0	0.0	4
法務省	0	0.0	33	97.1	1	2.9	34
財務省	0	0.0	9	100.0	0	0.0	9
文部科学省	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1
農林水産省	1	1.6	62	96.9	1	1.6	64
経済産業省	0	0.0	5	100.0	0	0.0	5
国土交通省	60	29.7	135	66.8	7	3.5	202
環境省	2	33.3	4	66.7	0	0.0	6
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	0	0.0	4	100.0	0	0.0	4
都道府県	26	5.5	436	91.6	14	2.9	476
市・特別区	20	3.6	528	96.0	2	0.4	550
町	3	0.6	458	98.1	6	1.3	467
村	1	1.0	103	99.0	0	0.0	104
独立行政法人	2	2.6	74	97.4	0	0.0	76
総計	115	5.7	1,856	92.7	31	1.5	2,002

④公共測量成果の状況

公共測量の検定と測量成果の作成方法について調査し、計画機関別に集計した。

ア. 測量成果検定機関の周知状況（表-16）

測量成果の精度確保のための、測量成果検定を行う第三者機関の存在を知っているものは、全体の53.1%である。

計画機関別に見ると、環境省（100%）、防衛省（100%）、法務省（91.1%）、国土交通省（79.3%）など国の機関で高く、検定対象となる公共測量事業が多くある、村（21.0%）、町（37.1%）、市区（56.5%）、都道府県（55.5%）などの地方自治体ではまだ低い傾向にある。

表－16 計画機関別 測量成果検定機関の周知状況

区分 計画機関	知っている		知らない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	3	60.0	2	40.0	5
法務省	31	91.2	3	8.8	34
財務省	0	0.0	8	100.0	8
文部科学省	0	0.0	1	100.0	1
農林水産省	34	51.5	32	48.5	66
経済産業省	0	0.0	5	100.0	5
国土交通省	161	79.3	42	20.7	203
環境省	6	100.0	0	0.0	6
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	4	100.0	0	0.0	4
都道府県	278	55.5	223	44.5	501
市・特別区	319	56.5	246	43.5	565
町	176	37.1	298	62.9	474
村	22	21.0	83	79.0	105
独立行政法人	57	73.1	21	26.9	78
総計	1,091	53.1	964	46.9	2,055

イ. 測量成果作成方法の周知状況 (表-17)

デジタル化やIT環境の進展に伴い、測量成果は原則として電磁的記録媒体で提出するものとし、標準的な様式として測量成果電子納品要領(案)及び電子納品運用ガイドライン(案)を参考とすることを知っているものは、全体の60.6%である。

計画機関別に見ると、前問と同様に、国土交通省(89.7%)、農林水産省(86.4%)など国の機関で高く、村(32.4%)、町(42.9%)、市区(55.2%)などの地方自治体で低い傾向にある。

表－17 計画機関別 測量成果作成方法の周知状況

区分 計画機関	知っている		知らない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	4	100.0	0	0.0	4
法務省	5	14.7	29	85.3	34
財務省	0	0.0	8	100.0	8
文部科学省	1	100.0	0	0.0	1
農林水産省	57	86.4	9	13.6	66
経済産業省	0	0.0	5	100.0	5
国土交通省	182	89.7	21	10.3	203
環境省	6	100.0	0	0.0	6
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	3	75.0	1	25.0	4
都道府県	375	75.2	124	24.8	499
市・特別区	312	55.2	253	44.8	565
町	203	42.9	270	57.1	473
村	33	32.4	69	67.6	102
独立行政法人	59	77.6	17	22.4	76
総計	1,240	60.6	806	39.4	2,046

⑤測量技術者の状況（表-18）

測量発注部署に在籍する、測量士及び測量士補の人数について調査し、計画機関別に集計した。

測量計画機関全体では、測量士、測量士補とも、ほぼ同じような傾向にあって、測量士が全く在籍しないが 63.9%、1～3 名在籍するが 30.1%である（1 名以上在籍するもの 36%）。測量士補では、全く在籍しないが 44.8%、1～3 名在籍するが 33.8%である（1 名以上在籍するもの 55.2%）。

計画機関別では、測量士が 1 名以上在籍するのは、独立行政法人（46.4%）、市区（47.4%）、都道府県（42.2%）で高く、村（13.6%）、法務省（23.5%）、国土交通省（24.4%）は低い。

測量士補が 1 名以上在籍する計画機関は、農林水産省（86.0%）、都道府県（65.7%）、独立行政法人（65.0%）、国土交通省（58.3%）、市区（56.9%）で高く、町（45.9%）、村（30.8%）は低い。

表-18 計画機関別 測量技術者の状況

区分 計画機関	測量士				測量士補			
	0名 (件)	1～3名 (件)	4～9名 (件)	10名以上 (件)	0名 (件)	1～3名 (件)	4～9名 (件)	10名以上 (件)
内閣府	3	0	0	0	2	1	0	0
法務省	13	4	0	0	5	11	5	2
財務省	7	0	0	0	7	0	0	0
文部科学省	1	0	0	0	1	0	0	0
農林水産省	25	10	0	1	6	12	16	9
経済産業省	4	0	0	0	4	1	0	0
国土交通省	99	30	1	1	60	51	27	6
環境省	4	1	0	0	2	4	0	0
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	3	1	0	0	4	0	0	0
都道府県	182	112	20	1	110	99	74	38
市・特別区	230	157	36	14	198	150	61	50
町	279	98	7	8	231	156	34	6
村	76	12	0	0	63	24	4	0
独立行政法人	30	25	1	0	21	30	8	1
総計	956	450	65	25	714	539	229	112
比率	63.9	30.1	4.3	1.7	44.8	33.8	14.4	7.0

⑥測量法及び地理空間情報活用推進基本法の周知状況

測量法の変更と地理空間情報活用推進基本法施行の周知状況について調査し、計画機関別に集計した。

ア. 測量法変更の周知状況（表-19）

測量の実施で得られた成果の活用を一層推進するため、国が作成した地図等の基本測量の測量成果をインターネットにより提供する制度の創設、地図等の測量成果の複製にかかる規制緩和や手続きの簡素化のため、測量法が一部改正されたことを、「知っている」ものは、全体の約半数の 49.7%である。

計画機関別では、法務省（93.9%）がきわめて高く、以下市区（56.4%）、都道府県（55.2%）が高く、町（39.4%）、村（32.1%）で低い。

イ. 地理空間情報活用推進基本法制定の周知状況（表-20）

地理情報システム（GIS）と衛星測位の活用推進による国民生活向上と産業創設のため地理空間情報活用推進基本法が制定され、平成 19 年 8 月 29 日に施行されたことを「知っている」ものは、全体の半数弱の 44.5%である。

計画機関別では、法務省（93.9%）がきわめて高く、町（38.0%）、農林水産省（34.8%）、村（28.3%）で

低い。

地理空間情報活用推進基本法に関する周知状況は、国の機関で高く、地方自治体で低いという、ほぼ同じ傾向にある。

表-19 計画機関別 測量法変更の周知状況

区分 計画機関	知っている		知らない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	3	75.0	1	25.0	4
法務省	31	93.9	2	6.1	33
財務省	1	12.5	7	87.5	8
文部科学省	0	0.0	1	100.0	1
農林水産省	32	47.8	35	52.2	67
経済産業省	0	0.0	5	100.0	5
国土交通省	98	48.3	105	51.7	203
環境省	3	50.0	3	50.0	6
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	2	50.0	2	50.0	4
都道府県	273	55.2	222	44.8	495
市・特別区	322	56.4	249	43.6	571
町	187	39.4	288	60.6	475
村	34	32.1	72	67.9	106
独立行政法人	36	46.8	41	53.2	77
総計	1,022	49.7	1,033	50.3	2,055

表-20 計画機関別 地理空間情報活用推進基本法制定の周知状況

区分 計画機関	知っている		知らない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	2	50.0	2	50.0	4
法務省	31	93.9	2	6.1	33
財務省	1	12.5	7	87.5	8
文部科学省	0	0.0	1	100.0	1
農林水産省	23	34.8	43	65.2	66
経済産業省	0	0.0	5	100.0	5
国土交通省	60	29.7	142	70.3	202
環境省	3	50.0	3	50.0	6
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	1	25.0	3	75.0	4
都道府県	231	46.5	266	53.5	497
市・特別区	322	56.6	247	43.4	569
町	180	38.0	294	62.0	474
村	30	28.3	76	71.7	106
独立行政法人	29	38.7	46	61.3	75
総計	913	44.5	1,137	55.5	2,050

(2) 計画機関別による公共測量成果の整備状況

基準点、地図及び地図整備に係る空中写真といった公共測量成果の整備状況とその活用・公開状況について調査し、集計・分析した。

① 公共基準点設置の状況 (表-21)

公共測量の実施に伴う1級から4級までの基準点及び水準点、地籍図根点の設置の有無を調査し、計画

機関別に集計した。

公共基準点を設置して「ある」ものは、全体の76.0%である。前回調査と比較すると、やや増加したが、それ以前と比較すると低い結果になっている（H13：95.8% H16：60.3%）。

計画機関別では、法務省（H16：86.7% H19：94.1%）、市区（H16：77.3% H19：84.3%）、町（H16：74.8% H19：83.9%）の設置比率が高い。これらの傾向は、前回調査と同様である。

表-21 計画機関別 公共基準点設置の状況

区分 計画機関	ある		ない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	3	75.0	1	25.0	4
法務省	32	94.1	2	5.9	34
財務省	0	0.0	8	100.0	8
文部科学省	1	100.0	0	0.0	1
農林水産省	43	63.2	25	36.8	68
経済産業省	0	0.0	4	100.0	4
国土交通省	160	78.0	45	22.0	205
環境省	4	66.7	2	33.3	6
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	3	75.0	1	25.0	4
都道府県	292	59.6	198	40.4	490
市・特別区	489	84.3	91	15.7	580
町	412	83.9	79	16.1	491
村	80	75.5	26	24.5	106
独立行政法人	59	77.6	17	22.4	76
総計	1,578	76.0	499	24.0	2,077

② 地図（縮尺 1/2,500 以上）の整備とデジタル化の状況

ア. 地図の整備とデジタル化の状況（表-22）

行政用の基図として一般に作成・使用されることが多い縮尺 1/2,500 以上（1/2,500、1/1,000、1/500）の地形図の整備とデジタル化の状況について調査し、計画機関別に集計した。

「紙地図だけ作成」し、デジタルデータとしなかったもの 27.1%、「デジタルデータもあり」としたものの 46.8%、そして「作成していない」ものは 26.1%である。「デジタルデータも作成」した比率について、前々回、前回調査からの変化を見ると（H13：37.8% H16：46.9% H19：46.8%）鈍化傾向にある。「紙地図だけ作成」したのも同様である（H13：41.6% H16：29.8% H19：27.1%）。

「デジタルデータもあり」とした計画機関別の傾向としては、法務省での伸びが大きい（H16：69.2% H19：97.1%）ほか、前回と同様に市区（H16：57.1% H19：65.1%）での比率がやや高く、伸びも見られる。

しかし、全機関で見ると伸びがほとんどないことから、市区や町（H16：50.8% H19：42.4%）の前回調査数値との差は、この間の純然たる増減を示すものではなく、市町村合併に伴う影響も考えられる。

イ. 地図（縮尺 1/2,500 以上）をデジタル化した地域の状況（表-23）

前の設問で、「デジタルデータもあり」としたものに、その整備地域の状況を調査し、計画機関別に集計した。

その結果、「全域」を整備したものの 47.3%、「主に市街地中心部」を整備した 18.0%、「その他の地域」を整備した 34.8%である。前回に比べ、全域を整備したものの比率が伸びている（H16、36.3% H19、47.3%）。計画機関別の傾向としては、法務省で「全域」整備の比率が高く、市区、町、村で、やや高い。

前回調査からの推移では、法務省でその伸びがきわめて大きいほか（H16：20.0% H19：78.8%）、都道府県（H16：17.3% H19：25.8%）、市区（H16：42.0 H19：56.8%）、村（H16：47.1 H19：60.9%）でもやや伸びている。

ただし、前回と同様「全域」、「主に市街地中心部」、「その他の地域」という設問に対する受け止め方に注意しなければならない。特に「全域」について、国の機関（必要と思われる区域の全域）と地方自治体（市町村の行政区域全域）とでは認識に違いがあると思われるので注意が必要である。

表-22 計画機関別 地図（縮尺 1/2, 500 以上）の整備とデジタル化の状況

区分 計画機関	紙地図だけ作成		デジタルデータもあり		作成していない		計 件数（件）
	件数（件）	比率（%）	件数（件）	比率（%）	件数（件）	比率（%）	
内閣府	1	25.0	0	0.0	3	75.0	4
法務省	0	0.0	33	97.1	1	2.9	34
財務省	0	0.0	0	0.0	8	100.0	8
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	8	11.9	28	41.8	31	46.3	67
経済産業省	0	0.0	0	0.0	4	100.0	4
国土交通省	32	15.5	104	50.2	71	34.3	207
環境省	2	33.3	2	33.3	2	33.3	6
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
防衛庁	3	75.0	0	0.0	1	25.0	4
都道府県	107	22.4	155	32.5	215	45.1	477
市・特別区	143	24.7	376	65.1	59	10.2	578
町	192	39.1	208	42.4	91	18.5	491
村	52	49.1	23	21.7	31	29.2	106
独立行政法人	18	25.0	34	47.2	20	27.8	72
総計	558	27.1	963	46.8	537	26.1	2,058

表-23 計画機関別 地図（縮尺 1/2, 500 以上）をデジタル化した地域の状況

区分 計画機関	全域		主に市街地中心部		その他の地域		計 件数（件）
	件数（件）	比率（%）	件数（件）	比率（%）	件数（件）	比率（%）	
内閣府	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
法務省	26	78.8	5	15.2	2	6.1	33
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	3	11.1	0	0.0	24	88.9	27
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	27	26.0	4	3.8	73	70.2	104
環境省	0	0.0	0	0.0	2	100.0	2
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
都道府県	40	25.8	11	7.1	104	67.1	155
市・特別区	211	56.3	95	25.3	69	18.4	375
町	117	56.8	50	24.3	39	18.9	206
村	14	60.9	5	21.7	4	17.4	23
独立行政法人	15	45.5	2	6.1	16	48.5	33
無回答	-	-	-	-	-	-	5
総計	453	47.3	172	18.0	333	34.8	963

③地図整備に係る空中写真の状況（表-24）

地図作成の際に使用した空中写真について調査し、計画機関別に集計した。

「国土地理院や国、地方公共団体の（撮影した既存の）ものを使用した」36.6%、「（地図作成時に）新たに撮影を行った」57.1%、「民間の（撮影した既存の）ものを使用した」6.4%となっている。

「既存のものを使用した」（H16：34.6% H19：36.6%）と、「民間のものを使用した」（H16：4.9% H19：6.4%）の比率が微増しているものの、全体的な傾向や区分比率は、前回調査とほぼ同様である。

計画機関別の特徴としては、法務省、農林水産省、都道府県で既存の成果を使用する比率が高く、国土交通省、市区、町では新規撮影する比率が高い。都道府県では、前回調査に比べ「既存のものを使用した」比率がやや高くなっている（H16：55.1% H19：65.0%）。

表-24 計画機関別 地図整備に係る使用空中写真の状況

区分 計画機関	国土地理院や国、地方公共団体のものを使用した		新たに撮影を行った		民間のものを使用した		計 件数（件）
	件数（件）	比率（%）	件数（件）	比率（%）	件数（件）	比率（%）	
内閣府	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
法務省	6	100.0	0	0.0	0	0.0	6
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	19	67.9	8	28.6	1	3.6	28
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	38	31.4	83	68.6	0	0.0	121
環境省	1	33.3	2	66.7	0	0.0	3
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
防衛庁	2	100.0	0	0.0	0	0.0	2
都道府県	115	65.0	46	26.0	16	9.0	177
市・特別区	124	26.6	326	69.8	17	3.6	467
町	111	32.2	201	58.3	33	9.6	345
村	22	39.3	25	44.6	9	16.1	56
独立行政法人	16	42.1	19	50.0	3	7.9	38
総計	455	36.6	710	57.1	79	6.4	1,244

（3）計画機関別による公共測量成果の公開状況

特定目的のために実施された公共測量の測量成果であっても、これを広く公表することは「測量の重複を除き、測量の正確さを確保する」という測量法の主旨に適うものである。さらに、平成19年に制定・施行された地理空間情報活用推進基本法に沿った地理空間情報の円滑な流通・活用を図る上でも重要なことである。

このような前提を踏まえ、計画機関における公共測量成果の公開状況、公開にかかる費用徴収、一般からの利用状況などについて調査し、集計・分析した。

① 一般に対する測量成果の公開状況

ア. 公共測量成果の一般への公開状況（表-25）

公共測量成果の外部への公開状況を調査し、計画機関別に集計した。

「全部公開」しているもの36.1%、「一部公開」している32.2%、「非公開」31.7%である。これは、前回調査の「全部公開」（H16：36.3%）、「一部公開」（H16：30.2%）と、ほとんど変わっていない。

計画機関別の特徴としては、地方自治体で比較的公開が行われているのに比べ、国の機関で非公開としている比率が高い。これは、前回、前々回と同様である。地方自治体ごとの、前回からの推移にも大きな変化はない。

ただし、法務省で、前回と比較して全部公開が減少し（H16：16件、61.5% H19：3件、9.1%）、一部公開が増加しているのが（H16：6件、23.1% H19：30件、90.9%）特徴的である。本調査から、その理由を推測することはできない。

表-25 計画機関別 公共測量成果の一般への公開状況

区分 計画機関	全部公開		一部公開		非公開		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	0	0.0	2	66.7	1	33.3	3
法務省	3	9.1	30	90.9	0	0.0	33
財務省	0	0.0	0	0.0	3	100.0	3
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	16	29.1	6	10.9	33	60.0	55
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	39	22.4	36	20.7	99	56.9	174
環境省	0	0.0	0	0.0	5	100.0	5
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	0	0.0	1	33.3	2	66.7	3
都道府県	83	21.4	75	19.4	229	59.2	387
市・特別区	242	42.7	269	47.4	56	9.9	567
町	229	48.4	154	32.6	90	19.0	473
村	53	53.5	19	19.2	27	27.3	99
独立行政法人	9	14.1	8	12.5	47	73.4	64
総計	674	36.1	600	32.2	592	31.7	1,866

イ. 公共測量成果閲覧における費用負担の状況（表-26）

公共測量成果閲覧を受けるときの費用負担状況は、全体では「有料」とするもの17.2%、「無料」とするもの78.5%である。

計画機関別の特徴としては、法務省で「有料」とする比率がきわめて高い（87.9%）ほか、町（28.0%）、村（26.8%）で他の機関と比較してやや高い傾向が見られる。

前回調査からの推移では、機関全体で「有料」とするものが増加し（H16：12.6% H19：17.2%）、「無料」とするものが減少している（H16：83.1% H19：78.5%）。同計画機関別では、法務省で有料とする比率が大幅に増加した（H16：9.1% H19：87.9%）ほかは、大きな変化は見られない。

表-26 計画機関別 公共測量成果閲覧における費用負担の状況

区分 計画機関	有料		無料		その他		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	0	0.0	2	100.0	0	0.0	2
法務省	29	87.9	4	12.1	0	0.0	33
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	0	0.0	21	95.5	1	4.5	22
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	9	12.3	55	75.3	9	12.3	73
環境省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1
都道府県	6	3.9	135	88.8	11	7.2	152
市・特別区	45	8.9	440	87.1	20	4.0	505
町	106	28.0	262	69.1	11	2.9	379
村	19	26.8	52	73.2	0	0.0	71
独立行政法人	2	11.8	13	76.5	2	11.8	17
総計	216	17.2	985	78.5	54	4.3	1,255

ウ. 公共測量成果交付における費用負担の状況（表-27）

公共測量成果交付を受けるときの費用負担状況は、全体では「有料」とするもの 67.5%、「無料」とするもの 21.3%である。

計画機関別の特徴としては、法務省で「有料」とする比率がきわめて高く（81.3%）、市区（72.3%）、町（82.3%）で、他機関と比較して高い傾向がある。

前回調査からの推移では、計画機関全体で「有料」とするものがやや増加し（H16：62.7% H19：67.5%）、「無料」とするものがやや減少している（H16：24.2% H19：21.3%）。同計画機関別では、法務省で有料とする比率が大幅に増加したほかは（H16：5.9% H19：81.3%）、大きな変化は見られない。

表-27 計画機関別 公共測量成果交付における費用負担の状況

区分 計画機関	有料		無料		その他		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	0	0.0	2	100.0	0	0.0	2
法務省	26	81.3	1	3.1	5	15.6	32
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	4	20.0	13	65.0	3	15.0	20
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	18	25.7	38	54.3	14	20.0	70
環境省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1
都道府県	57	42.5	60	44.8	17	12.7	134
市・特別区	365	72.3	77	15.2	63	12.5	505
町	311	82.3	41	10.8	26	6.9	378
村	46	65.7	17	24.3	7	10.0	70
独立行政法人	3	17.6	12	70.6	2	11.8	17
総計	830	67.5	262	21.3	137	11.1	1,229

エ. 公共測量成果交付に係る規定の明文化の状況（表-28）

公共測量成果交付に関して文書化したルールを「規定している」48.7%、「規定していない」45.9%である。

計画機関別の特徴としては、有料化が進んでいる法務省で「規定している」比率が高く（84.8%）、次いで、前記質問で有料化が進んでいる傾向にある市区でも比較的高い（50.4%）。

前回調査からの推移では、有料化の増に比例して、規定を明文化するがやや増加している（H16：41.3% H19：48.7%）。同計画機関別では、予想どおり法務省で「規定している」比率が大きく増加した（H16：27.3% H19：84.8%）ほかは、各機関とも全体的やや明文化する傾向にあるものの変化は少ない。

表-28 計画機関別 公共測量成果交付に係る規定の明文化の状況

区分 計画機関	規定している		規定していない		その他		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	0	0.0	2	0.4	0	0.0	2
法務省	28	84.8	5	0.9	0	0.0	33
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	9	42.9	12	2.1	0	0.0	21
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	29	41.4	36	6.3	5	7.5	70
環境省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
都道府県	68	44.2	75	13.2	11	16.4	154
市・特別区	251	50.4	212	37.2	35	52.2	498
町	179	47.6	185	32.5	12	17.9	376
村	30	42.9	37	6.5	3	4.5	70
独立行政法人	10	58.8	6	1.1	1	1.5	17
総計	605	48.7	570	45.9	67	5.4	1,242

② 他の公共機関及び民間企業に対する公開状況

計画機関が作成した公共測量成果を、当該機関以外の他の公共機関や民間企業が使用している状況を調査し、計画機関別に集計した。

ア. 他の公共機関及び民間企業からの測量成果の使用申請状況 (表-29)

測量成果の「使用申請がある」が 67.0%である。計画機関別の特徴としては、国の機関に比べて、地方自治体の測量成果の使用申請比率が高い傾向が続いている。そのほとんどが市区と町で占めている (全体の 81.9%)。

前回調査からの推移では、全体的に使用申請比率が高くなっている (H16 : 54.2% H19 : 67.0%)。同計画機関別では、市町村合併の影響も考えられるが、市区での使用申請比率の変化が大きい (H16 : 72.4% H19 : 82.3%)。

表-29 計画機関別 他の公共機関及び民間企業からの測量成果の使用申請状況

区分 計画機関	ある		ない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	0	0.0	2	100.0	2
法務省	7	58.3	5	41.7	12
財務省	0	0.0	0	0.0	0
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	8	40.0	12	60.0	20
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	30	41.1	43	58.9	73
環境省	0	0.0	0	0.0	0
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	0	0.0	1	100.0	1
都道府県	56	36.1	99	63.9	155
市・特別区	410	82.3	88	17.7	498
町	263	69.6	115	30.4	378
村	41	58.6	29	41.4	70
独立行政法人	6	37.5	10	62.5	16
総計	821	67.0	404	33.0	1,225

イ. 他の公共機関及び民間企業からの測量成果の複製申請状況（表-30）

測量成果の複製申請については、「複製申請がある」が46.8%である。計画機関別の特徴としては、やはり国の機関に比べて、地方自治体の測量成果の複製申請比率が高い傾向が続いている。そのほとんどが市区と町で占めている（全体の81.3%）。

これは、使用、複製に係わらず、地方自治体が利用価値の高い大縮尺地図を整備・保有していることが多く、民間企業が複製あるいは調製して利用することが多いためと思われる。

前回調査からの推移では、複製申請件数や比率がやや高くなる傾向にある（H16：462件、34.9% H19：568件、46.8%）。同計画機関別では、件数は少ないが国土交通省（H16：24件、18.6% H19：24件、32.9%）、さらに町（H16：123件、43.9% H19：189件、50.4%）、村（H16：6件、20.0% H19：28件、41.2%）での複製申請比率の変化がやや大きい。

表-30 計画機関別 他の公共機関及び民間企業からの測量成果の複製申請状況

区分 計画機関	ある		ない		計 件数（件）
	件数（件）	比率（%）	件数（件）	比率（%）	
内閣府	0	0.0	2	100.0	2
法務省	2	18.2	9	81.8	11
財務省	0	0.0	0	0.0	0
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	8	40.0	12	60.0	20
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	24	32.9	49	67.1	73
環境省	0	0.0	0	0.0	0
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	0	0.0	1	100.0	1
都道府県	39	25.5	114	74.5	153
市・特別区	273	55.2	222	44.8	495
町	189	50.4	186	49.6	375
村	28	41.2	40	58.8	68
独立行政法人	5	31.3	11	68.8	16
総計	568	46.8	646	53.2	1,214

ウ. 都市計画図のデジタル化を目的とした民間企業からの測量成果使用申請の状況（表-31）

都市計画図をデジタル化するという目的に限定して、民間企業が国や地方公共団体等に測量成果の使用申請をしている状況を調査したものである。

申請が「ある」としたものは全体で20.9%である。

計画機関内の件数と比率は、市区（155件、32.1%）、町（74件、19.9%）がやや高い。計画機関全体で見ると、そのほとんどが市区と町で占めている（全体の91.6%）。

前回調査からの推移では、使用申請件数と比率が高くなる傾向にある（H16、204件、8.9% H19、250件20.9%）。同計画機関別では、市区（H16：138件、21.8% H19：155件、32.1%）、町（H16：56件、15.5% H19：74件、19.9%）での使用申請件数とその比率の変化がやや大きい。

表-31 計画機関別 都市計画図のデジタル化を目的とした民間企業からの測量成果使用申請の状況

区分 計画機関	ある		ない		計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)
内閣府	0	0.0	2	100.0	2
法務省	0	0.0	13	100.0	13
財務省	0	0.0	0	0.0	0
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	3	15.8	16	84.2	19
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	2	2.8	69	97.2	71
環境省	0	0.0	0	0.0	0
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	0	0.0	1	100.0	1
都道府県	11	7.2	141	92.8	152
市・特別区	155	32.1	328	67.9	483
町	74	19.9	297	80.1	371
村	5	7.2	64	92.8	69
独立行政法人	0	0.0	16	100.0	16
総計	250	20.9	947	79.1	1,197

エ. 測量成果使用承認における費用負担の状況 (申請先が公共団体の場合) (表-32)

国及び地方公共団体等が保有する測量成果を、他の機関に使用させる際に生じる費用の負担について、公共機関の使用と民間の使用に分けて調査し、計画機関別に集計した。

公共機関が使用する場合は、「有料」としたものは全体で2.2%、「無料」は89.1%である。計画機関別の特徴としては、市区 (92.1)、町 (89.8%) 法務省 (88.9%) で、「無料」とする比率が高い。

前回調査からの推移では、「無料」とするがやや増加傾向にある (H16 : 86.5% H19 : 89.1%)。同計画機関別では、村 (H16 : 17 件、85.0% H19 : 53 件、91.4%) で「無料」とするが増加傾向にある。件数は少ないが独立行政法人で「有料」とするが無くなった (H16 : 4 件、23.5% H19 : 0 件、0.0%)。

表-32 計画機関別 測量成果使用承認における費用負担の状況 (申請先が公共団体の場合)

区分 計画機関	有料		無料		その他		計
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)
内閣府	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1
法務省	0	0.0	8	88.9	1	11.1	9
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	1	7.1	12	85.7	1	7.1	14
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	3	5.5	42	76.4	10	18.2	55
環境省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1
都道府県	0	0.0	91	82.7	19	17.3	110
市・特別区	8	1.8	418	92.1	28	6.2	454
町	10	2.9	308	89.8	25	7.3	343
村	1	1.7	53	91.4	4	6.9	58
独立行政法人	0	0.0	10	76.9	3	23.1	13
総計	23	2.2	943	89.1	92	8.7	1,058

オ. 測量成果使用承認における費用負担の状況（申請先が民間の場合）（表-33）

民間が使用する場合は、「有料」としたものは全体で31.1%、「無料」は50.3%であり、計画機関別の特徴としては、「無料」とするが、独立行政法人（76.9%）、法務省（75.0%）、農林水産省（66.7%）で比率が高い。

前回調査からの推移では、「無料」とするの傾向に変化はない（H16：50.8% H19：50.3%）。同計画機関別では、「無料」とするが、市区（H16：52.6% H19：59.2%）、村（H16：45.0% H19：49.1%）で増加傾向にあり、反して法務省（H16：81.3% H19：75.0%）、国土交通省（H16：58.1% H19：54.5%）、町（H16：47.7%

H19：37.6%）で低下傾向にある。件数は少ないが独立行政法人で「有料」とするがなくなった（H16：6件、35.3% H19：0件、0.0%）。

表-33 計画機関別 測量成果使用承認における費用負担の状況（申請先が民間の場合）

区分 計画機関	有料		無料		その他		計 件数（件）
	件数（件）	比率（%）	件数（件）	比率（%）	件数（件）	比率（%）	
内閣府	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1
法務省	1	12.5	6	75.0	1	12.5	8
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	3	20.0	10	66.7	2	13.3	15
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	11	20.0	30	54.5	14	25.5	55
環境省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1
都道府県	17	16.8	44	43.6	40	39.6	101
市・特別区	116	25.8	266	59.2	67	14.9	449
町	156	46.6	126	37.6	53	15.8	335
村	18	31.6	28	49.1	11	19.3	57
独立行政法人	0	0.0	10	76.9	3	23.1	13
総計	322	31.1	521	50.3	192	18.6	1,035

カ. 測量成果の謄抄本交付後その成果を使用する場合の制限・条件の有無（表-34）

閲覧または謄本・抄本の交付の対応が可能な機関に限定して、謄本・抄本交付後、その成果を使用して二次著作物を作成するときの制限・条件について調査し、計画機関別に集計した。

「制限・条件はない」としたものは全体で70.4%、「一定の制限・条件がある」が29.6%である。計画機関別の特徴としては、法務省（96.9%）と村（82.1%）で「制限・条件はない」の比率が高い。「一定の制限・条件がある」は、農林水産省（36.4%）、国土交通省（36.4%）と市区（37.9%）で、比率がやや高い傾向が見られた。件数としては、市区と町で大半を占める（200件、82.3%）。

前回調査からの推移では、「制限・条件はない」が増加し（H16：482件、61.5% H19：577件、70.4%）、

「一定の制限・条件がある」が減少した（H16：302件、38.5% H19：243件、29.6%）。同計画機関別では、

件数は少ないが独立行政法人（H16：5件、35.7% H19：6件、75.0%）、そして法務省（H16：18件、85.7%

H19：31件、96.9%）と都道府県（H16：64件、64.0% H19：43件、75.4%）で「制限・条件はない」の比率の増加が顕著である。

表-34 計画機関別 測量成果の謄抄本交付後その成果を使用する場合の制限・条件の有無

区分 計画機関	制限・条件はない		一定の制限・条件がある		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	0	0.0	0	0.0	0
法務省	31	96.9	1	3.1	32
財務省	0	0.0	0	0.0	0
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	7	63.6	4	36.4	11
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	21	63.6	12	36.4	33
環境省	0	0.0	0	0.0	0
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	1	100.0	0	0.0	1
都道府県	43	75.4	14	24.6	57
市・特別区	218	62.1	133	37.9	351
町	204	75.3	67	24.7	271
村	46	82.1	10	17.9	56
独立行政法人	6	75.0	2	25.0	8
総計	577	70.4	243	29.6	820

キ. 測量成果を使用する場合の制限・条件等の状況（謄抄本交付後）（表-35）

前問で「一定の制限・条件がある」と答えた計画機関に対して、その内容について調査し、計画機関別に集計した。

「一定の制限・条件」としては、「著作権料を払ってもらう」が2.1%で、内訳は市区で2機関、町1機関、独立行政法人2機関である。

「出典を明示する」が38.7%、「使用する場合の届出を行う」が34.5%、「その他」が24.8%である。計画機関別の特徴としては、「出典を明示する」では市区が(50.8%)、「使用する場合の届出を行う」では村が(55.6%)、「その他」では都道府県が(50.0%)と高い比率である。

前回調査からの推移では、「使用する場合の届出を行う」としたもの(H16:41.7% H19:34.5%)が減少し、「その他」(H16:17.5% H19:24.8%)としたものが、やや増加している。

前述の項目(エ.及びオ.)で、有料でも無料でもなく「その他」とした10%~20%のものを含めて、この項目で「その他(の条件)」とした内容については、承認を受けた者が新たに作成した「複製成果物の無償提供を受ける」、あるいは同「成果品の利用を許諾条件とする」などと推測される。

同計画機関別では、「出典を明示する」の比率が、件数は少ないが村(H16:0件、0.0% H19:3件、33.3%)と市区の(H16:115件、45.5% H19:66件、50.8%)増加がやや顕著である。

同様に、「使用する場合の届出を行う」では、件数は少ないが村(H16:0件、0.0% H19:5件、55.6%)と都道府県(H16:45.5% H19:50.8%)が、「その他」では、都道府県(H16:26.9% H19:50.0%)の比率の増加がやや顕著である。

表-35 計画機関別 測量成果を使用する場合の制限・条件等の状況（謄抄本交付後）

区分 計画機関	著作権料を払ってもら う		出典を明示する		使用する場合の届出を 行う		その他		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
法務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	0	0.0	0	0.0	2	50.0	2	50.0	4
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	0	0.0	3	25.0	3	25.0	6	50.0	12
環境省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
都道府県	0	0.0	1	7.1	6	42.9	7	50.0	14
市・特別区	2	1.5	66	50.8	41	31.5	21	16.2	130
町	1	1.5	19	28.8	25	37.9	21	31.8	66
村	0	0.0	3	33.3	5	55.6	1	11.1	9
独立行政法人	2	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	5
総計	5	2.1	92	38.7	82	34.5	59	24.8	243

③測量成果を公開していない理由

「公共測量成果の一般者への公開状況」の設問で、「非公開」とした計画機関に対して、非公開の理由、今後の公開予定の有無、公開予定時期について調査し、計画機関別に集計した。

ア. 測量成果を非公開とする理由（表-36）

測量成果を公開していない理由として、成果の管理、提供体制などの未整備から「体制が整っていない(成果の管理・提供体制、条例未整備等)」としたもの 98.2%、「条例に非公開と規定されている」が 1.8%である。

ほぼ、すべての計画機関で「公開の体制が整っていない」としている。計画機関別の特徴も少ない。条例等の裏付けがある計画機関は依然低い割合にあり（H16：15件、3.8% H19：10件、1.8%）、前回調査からの推移に、大きな変化は見られない。

表-36 計画機関別 測量成果を非公開とする理由

区分 計画機関	体制が整っていない(成 果の管理・提供体制、条 例未整備等)		条例に非公開と規定され ている		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	1	100.0	0	0.0	1
法務省	0	0.0	0	0.0	0
財務省	3	100.0	0	0.0	3
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	29	93.5	2	6.5	31
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	86	97.7	2	2.3	88
環境省	5	100.0	0	0.0	5
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	2	100.0	0	0.0	2
都道府県	210	99.1	2	0.9	212
市・特別区	51	98.1	1	1.9	52
町	77	96.3	3	3.8	80
村	25	100.0	0	0.0	25
独立行政法人	42	100.0	0	0.0	42
総計	531	98.2	10	1.8	541

イ. 測量成果の今後の公開予定の有無（表-37）

今後の公開予定が「ある」としたものが7.1%、「ない」が92.9%となっている。計画機関別の特徴としては、市区でやや「(公開予定が) ある」とした比率が高い(11件、16.0%)。

前回調査からの推移には、大きな変化は見られない(「ある」としたもの、H16:23件、5.9% H19:38件、7.1%)。

表-37 計画機関別 測量成果の今後の公開予定の有無

区分 計画機関	ある		ない		計 件数(件)
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
内閣府	0	0.0	1	100.0	1
法務省	0	0.0	0	0.0	0
財務省	0	0.0	3	0.0	3
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	1	3.4	28	96.6	29
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	2	2.1	94	97.9	96
環境省	0	0.0	5	100.0	5
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	0	0.0	2	100.0	2
都道府県	18	9.1	180	90.9	198
市・特別区	8	16.0	42	84.0	50
町	7	8.4	76	91.6	83
村	2	7.7	24	92.3	26
独立行政法人	0	0.0	46	100.0	46
無回答	-	-	-	-	53
総計	38	7.1	501	92.9	592

ウ. 測量成果公開の具体的な予定時期の状況（表-38）

前問で、公開予定が「ある」と答えたものに(総数38件)、その時期について質問した。

3年以内としたものが80.0%である。

前回調査からの推移では、やや早い時期に公開する傾向になってきているように思われるが(H16、14件、50.0% H19、28件、80.0%)、当該件数が少ないので即断はできない。

表-38 計画機関別 測量成果公開の具体的な予定時期の状況

区分 計画機関	3年以内		4～5年以内		6～10年以内		計 件数(件)
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
内閣府	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
法務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
財務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
環境省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
都道府県	17	94.4	1	5.6	0	0.0	18
市・特別区	4	57.1	0	0.0	3	42.9	7
町	5	83.3	1	16.7	0	0.0	6
村	0	0.0	2	0.0	0	0.0	2
独立行政法人	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
無回答	-	-	-	-	-	-	3
総計	28	80.0	4	11.4	3	8.6	38

(4) 民間測量成果の公共測量への利用状況

十分な精度を持った民間測量成果（基準点・大縮尺地図）が計画機関の管内に存在した場合に、その成果を公共測量に利用したことがあるか、利用した場合に精度検証をどのように行ったかについて調査し、計画機関別に集計・分析した。

ア. 民間測量成果の公共測量への利用状況（表-39）

民間測量成果を「利用したことがある」が106件、5.9%で、「利用したことがない」が94.1%である。あるとした件数が多い計画機関は、市区（41件、7.9%）、町（28件、6.8%）、都道府県（12件、2.9%）である。

前回調査との推移では、全体の利用状況（H16、95件、6.7% H19、106件、5.9%）、及び計画機関別の利用状況とも大きな変化はなく、民間測量成果の利用が進んでいないことがわかる。

表-39 計画機関別 民間測量成果の公共測量への利用状況

区分 計画機関	ある		ない		計 件数（件）
	件数（件）	比率（%）	件数（件）	比率（%）	
内閣府	0	0.0	3	100.0	3
法務省	0	0.0	33	100.0	33
財務省	1	20.0	4	80.0	5
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	3	4.9	58	95.1	61
経済産業省	0	0.0	3	100.0	3
国土交通省	8	4.5	171	95.5	179
環境省	1	16.7	5	83.3	6
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	1	25.0	3	75.0	4
都道府県	12	2.9	400	97.1	412
市・特別区	41	7.9	476	92.1	517
町	28	6.8	385	93.2	413
村	9	9.6	85	90.4	94
独立行政法人	2	3.0	64	97.0	66
総計	106	5.9	1,690	94.1	1,796

イ. 民間測量成果の公共測量利用時における精度検証状況（表-40）

精度検証については、「自機関が行った」が12.9%、「受注した測量機関が行った」が67.3%、「第三者に依頼して行った」が7.9%、「行っていない」が11.9%である。

精度検証行うときは受注した測量会社の技術力に依存することが多い傾向である。計画機関別の目立った特徴は見られない。

前回調査との推移では、「行っていない」が前回の50%から11.9%に大幅に減少、又いずれかの方法で精度検証を実施したとするものが増加している（H16：50% H19：83.9%）ことから、精度検証を行う傾向が強くなってきていると見られる。

表-40 計画機関別 民間測量成果の公共測量利用時における精度検証状況

区分 計画機関	自機関が行った		受注した測量作業機関 が行った		第三者機関に 依頼して行った		行っていない		計 件数 (件)
	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	件数 (件)	比率 (%)	
内閣府	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
法務省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
財務省	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0	1
文部科学省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
農林水産省	0	0.0	2	66.7	1	33.3	0	0.0	3
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	1	12.5	7	87.5	0	0.0	0	0.0	8
環境省	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	1	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1
都道府県	0	0.0	9	81.8	1	9.1	1	9.1	11
市・特別区	5	13.2	25	65.8	4	10.5	4	10.5	38
町	2	7.4	16	59.3	2	7.4	7	25.9	27
村	2	22.2	7	77.8	0	0.0	0	0.0	9
独立行政法人	1	50.0	1	50.0	0	0.0	0	0.0	2
無回答	-	-	-	-	-	-	-	-	5
総計	13	12.9	68	67.3	8	7.9	12	11.9	106

(5) 計画機関別による公共測量実施計画書の提出状況

公共測量を実施するとき、あるいはその計画を変更しようとする場合は、あらかじめ公共測量実施計画書を作成して、国土地理院の長の技術的助言を求めなければならないと、測量法第36条で規定されている。計画機関におけるこの提出状況について調査し、集計・分析した。

① 公共測量実施計画書の作成状況(表-41)

公共測量実施にあたって、その計画を測量計画機関(職員)が自ら作成、又は当該測量実施者とは異なる測量設計コンサルタント、あるいは当該測量を実施する測量作業機関の3者のいずれが担当したかについて調査し、計画機関別に集計した。

「測量計画機関」が49.7%、当該測量実施者とは異なる「測量設計コンサルタント」が18.1%、当該測量の実施者である「測量作業機関」が32.2%である。

計画機関では、農林水産省(67.4%)と独立行政法人(66.7%)、村(58.2%)で「自機関が行った」とする比率が高い。全体的には、おおむね「自機関が行った」5:「測量設計コンサルタント」2:「測量設計コンサルタント」3の比率である。

前々回、前回調査からの推移では、「自機関が行った」としたもの(H13:56.8% H16:45.9% H19:49.7%)と微増しているのに対して、「測量設計コンサルタント」あるいは「測量作業機関」が行った(H13:43.2% H16:54.1% H19:50.3%)は、前回に比べやや減少している。3回の調査では大きな変化はないといえる。

計画機関別について、「自機関が行った」とするものを見ても、都道府県(H13:54.3% H16:49.5% H19:53.2%)、市区(H13:60.1% H16:44.1% H19:45.2%)、町(H13:56.0% H16:38.9% H19:49.1%)、村(H13:53.4% H16:40.0% H19:58.2%)において、前回に比べるとやや増加傾向にあるが、3回の調査では大きな変化はない。

表-41 計画機関別 公共測量実施計画書の作成状況

区分 計画機関	自機関（職員）		測量設計コンサルタント （測量の実施とは別に計 画、策定を依頼）		測量作業機関		計
	件数（件）	比率（％）	件数（件）	比率（％）	件数（件）	比率（％）	件数（件）
内閣府	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1
法務省	1	3.1	0	0.0	31	96.9	32
財務省	0	0.0	1	100.0	0	0.0	1
文部科学省	0	0.0	0	0.0	1	100.0	1
農林水産省	29	67.4	7	16.3	7	16.3	43
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	88	56.1	31	19.7	38	24.2	157
環境省	1	20.0	2	40.0	2	40.0	5
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	2	50.0	0	0.0	2	50.0	4
都道府県	157	53.2	58	19.7	80	27.1	295
市・特別区	218	45.2	77	16.0	187	38.8	482
町	167	49.1	68	20.0	105	30.9	340
村	32	58.2	12	21.8	11	20.0	55
独立行政法人	34	66.7	9	17.6	8	15.7	51
総計	729	49.7	266	18.1	472	32.2	1,467

② 公共測量実施計画書提出の状況（表-42）

測量法に規定されている公共測量実施計画書を国土地理院長に提出の有無について調査し、計画機関別に集計した。

「提出した」が68.7%、「提出していない」が31.3%になっている。

計画機関別に見ると、法務省（90.3%）、国土交通省（73.4%）、市区（80.5%）で「提出した」比率が高い。「提出していない」比率が高いのは、農林水産省（70.0%）と村（65.4%）である。

前々回、前回調査からの推移では、前回に比べて「提出した」としたものの比率が低下しているが、3回の調査をならして見れば、制度の周知という面ではやや改善傾向にあるともいえる（H13：60.1% H16：76.2% H19：68.7%）。

今回の調査で回答のあった公共測量の総事業件数は、1,897件（表-55-1）であり、平成19年度に国土地理院長へ提出された公共測量実施計画書は、3,409件である。この数値からみれば、ほぼ1.8倍の件数が国土地理院長に届け出されたことになる。

公共測量実施計画書の提出を、地方測量部等別に図示すると、「図-2」のようになる。

表 - 42 計画機関別 公共測量実施計画書提出の状況

区分 計画機関	提出した		提出していない		計 件数(件)
	件数(件)	比率(%)	件数(件)	比率(%)	
内閣府	1	100.0	0	0.0	1
法務省	28	90.3	3	9.7	31
財務省	0	0.0	2	100.0	2
文部科学省	1	100.0	0	0.0	1
農林水産省	12	30.0	28	70.0	40
経済産業省	0	0.0	0	0.0	0
国土交通省	113	73.4	41	26.6	154
環境省	3	60.0	2	40.0	5
宮内庁	0	0.0	0	0.0	0
防衛省	4	100.0	0	0.0	4
都道府県	168	60.4	110	39.6	278
市・特別区	385	80.5	93	19.5	478
町	210	62.9	124	37.1	334
村	18	34.6	34	65.4	52
独立行政法人	39	78.0	11	22.0	50
総計	982	68.7	448	31.3	1,430

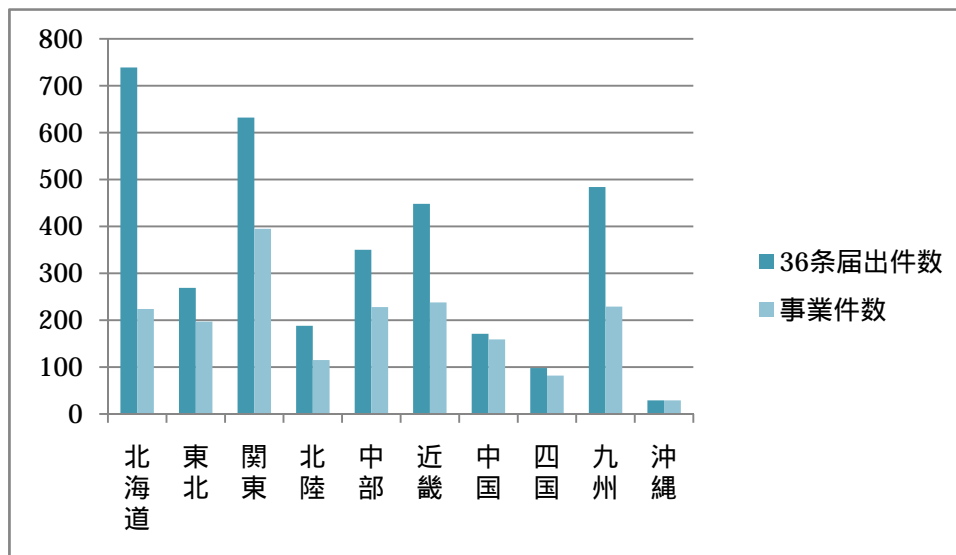


図-2 地方測量部等別 法 36 条による実施計画書の届出件数と事業件数

公共測量実施計画書提出時期の状況(表-43)

公共測量実施計画書を事前に国土地理院長に提出する意義は、技術的な助言等を測量に有効に活用することであるが、同計画書がどの時期に提出されたかについて調査し、計画機関別に集計した。

その結果、「発注前」が 40.3%、「測量作業中」が 58.1%、「作業完了後」が 1.6%である。

前述の「公共測量実施計画書の作成」の項で、同計画書の作成を「自機関(職員)」が行ったとするもの(32.2%)、及び「測量設計コンサルタント」が行ったとするもの(18.1%)の合計 50.3%は、能力的に事前届出が可能である。しかし、「発注前」に届け出たものは 40.3%であるから、自機関の職員あるいは測量設計コンサルタントによって事前届出が可能な者の 2 割が事後届出をしたことになる。

計画機関別では、農林水産省(61.5%)、独立行政法人(53.8%)、村(72.2%)で、「発注前」の提出比率が高い。これらの計画機関は、公共測量実施計画書提出の作成を「自機関(職員)」が行ったとする比率も